

## 茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、茨城県土木部が発注する建設工事において、受注者が建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間制度（発注者指定方式及び任意着手方式）を活用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 発注者は、工事の早期発注に努めつつ、余裕期間制度を広く適用することで、建設業の生産性向上に資するものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 工期の始期日

工事開始日

(2) 工期の終期日

工事完成期限日

(3) 発注者指定方式

発注者が余裕期間内で工期の始期日をあらかじめ指定する方式

(4) 任意着手方式

受注者が余裕期間内で工期の始期日を選択できる方式

(5) 余裕期間

ア 契約締結前

(ア) 発注者指定方式の場合

契約締結予定日の翌日から工期の始期日の前日までの期間

(イ) 任意着手方式の場合

契約締結予定日の翌日から工期の始期日期限日までの期間

イ 契約締結後

契約締結日の翌日から工期の始期日の前日までの期間

(6) 工期の始期日期限日（任意着手方式の場合のみ）

余裕期間（契約締結前）の最終日

(7) 実工期

発注者が設計図書に示す工事に必要な工期（日数）

(8) ゼロ債務負担行為

債務負担行為のうち、契約初年度の支出はゼロとし、全額を翌年度支出とするもの

(対象工事)

第3条 本要領に基づく余裕期間制度は、土木部が発注する全ての工事を対象とすることとする。ただし、発注者が同制度の対象とすることが不相当と認める場合を除く。

(適用する方式)

第4条 前条により余裕期間制度の対象工事としようとする場合、発注者指定方式又は任意着手方式のうち、いずれかの方式を適用するものとする。

2 各方式の適用基準は、次に掲げる各号によるものとする。

(1) 発注者指定方式

ア 発注者があらかじめ工期の始期日を指定する必要がある工事

イ 別に定める概略・概算発注方式を活用する工事

(2) 任意着手方式

ア 発注者指定方式以外の工事

イ ゼロ債務負担行為を活用する工事

(余裕期間の設定)

第5条 発注者は、余裕期間の設定に関する方式の別にかかわらず、4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定するものとする。

2 発注者は、発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは工期の始期日をあらかじめ定めるものとする。

3 発注者は、任意着手方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは工期の始期日・期限日をあらかじめ定めるものとする。なお、ゼロ債務負担行為を活用する工事の場合においては、対象工事に係る契約締結予定日の属する年度の次年度における4月1日（この日が官公庁の休日に当たる場合は、直後の開庁日）を、工期の始期日・期限日とする。

4 発注者は、前2項により定めた工期の始期日又は工期の始期日・期限日（以下、「工期の始期日・期限日等」という。）をあらかじめ入札公告、特記仕様書等で入札参加者に示すものとする。

5 任意着手方式による余裕期間制度が適用される工事の落札者は、契約締結までに、余裕期間内で工期の始期日を定め、契約締結までに別紙様式により発注者に通知するものとする。ただし、工期の始期日は、官公庁の休日に当たる日に定めることはできないものとする。

6 工期の終期日は、決定した工期の始期日から、実工期を経過した日として決定するものとする。

7 契約締結以降においては、受注者の都合による工期の始期日の変更は、極めて特別な場合の外は、認めないものとする。

(落札者の決定を保留した場合の取扱い)

第6条 入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約を締結する日が工期の始期日等より前の日となるときは、当該工期の始期日等は、これを変更しない。

2 入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約を締結する日が工期の始期日等以後の日となるときは、当該工事には余裕期間制度を適用しない。

(前払金の取扱い)

第7条 対象工事（ゼロ債務負担行為を活用する工事を除く。）に係る前払金は、契約締結日以降請求できるものとする。

2 ゼロ債務負担行為を活用する工事に係る前払金は、契約翌年度に請求できるものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第8条 当該工事現場における受注者の管理責任は、工期の始期日から発生するものとする。

2 余裕期間内において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、余裕期間内であっても受注者の責任により行うことは認めるものとする。

(技術者等の取扱い)

第9条 受注者は契約締結をした日から原則として7日以内に現場代理人及び主任・監理技術者等選任通知書を発注者に提出するものとする。

2 余裕期間内は、現場代理人及び建設業法第26条の規定に基づく監理技術者等を配置することを要しないものとする。

3 契約締結以降においては、受注者の都合による監理技術者等の途中交代は、極めて特別な場合の外は、認めないものとする。

(工事实績情報システム（CORINS）の登録)

第10条 工事实績情報システム（CORINS）に登録する「工期」及び「技術者情報従事期間」は、契約書に記載する工期（実工期）とする。

(経費の負担)

第11条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年8月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事から適用する。

本件責任者：氏名  
担 当 者：氏名

連絡先  
連絡先

別紙様式

## 工期の始期日通知書

年 月 日

(発注者) 殿

住所  
商号又は名称  
氏名

茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領第5条第5項に基づき、次のとおり工期の始期日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	
工事場所	
工期の始期日	年 月 日
契約工期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

※契約締結までに提出すること。

※官公庁の休日（土日・祝祭日・年末年始休暇等）を、工期の始期日としないこと。

※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。